

毎週火、金曜日発行（但休日発行るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 危険物の規制に関する規則
- ◇告示 医療機関の指定
 麻の指定
 土地改良区役員の氏名訂正
 土地改良事業計画書の縦覧
 土地改良区の定款変更の認可
 ふそ病の検査及び気しゆそ予防注射
 ふそ病の検査
- ◇教委規則 鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部改正
- ◇公告 危険物取扱主任者試験の実施

規則

危険物の規制に関する規則をここに公布する。

昭和三十五年五月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十二号

危険物の規制に関する規則

（趣旨）

第一条 消防法（昭和二十三年法律第八十六号。以下「法」という。）第三章の規定の施行に関しては、危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号。以下「政令」という。）及び危険物の規制に関する総理府令（昭和三十四年総理府令第五十五号。以下「府令」という。）に定めるものはか、この規則の定めるところによる。

（製造所等の休止等の届出）

第二条 危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）の所有者、管理者又は占有者は、次の各号に掲げる場合においては、すみやかにその旨を知事に届け出なければならない。

- 一 製造所等の使用を三月以上にわたつて休止しよう

とするとき又ははその使用を再開しようとするとき。

二 製造所等の設置した者の住所、氏名若しくは名称又は製造所等の所在する場所の地名若しくは地番に変更があつたとき（法第十一条第四項に規定する製造所等の譲渡又は引渡のあつた場合を除く。）

三 製造所等において許可にかかる危険物の品名以外の危険物を貯蔵し、若しくは取り扱おうとするとき又は許可にかかる数量をこえて危険物を貯蔵し、若しくは取り扱おうとするとき。

四 製造所等において災害が発生したとき。

2 前項の規定による届出は、それぞれ別記様式第一から第三までの様式によらなければならない。

(収去証)

第四条 法第十六条の四第一項の規定により危険物を収去するときは、当該職員は被収去者に別記様式第四による収去証を交付しなければならない。

(立入検査証)

第五条 法第十六条の四第二項において準用する法第四

条第四項の規定による証票は、別記様式第五によるものとする。

(完成検査済証)

第六条 政令第八条第三項の完成検査済証は、別記様式第六によるものとする。ただし、同条第一項後段に規定するタンク部分の水張検査又は水圧検査の完成検査済証は、別記様式第七によるものとする。

(試験科目の免除)

第七条 府令第五十五条第四項の規定により、乙種危険物取扱主任者試験の試験科目の免除を受けることができる者は、受験願書に当該免状の写を添えて知事に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第一

製造所 貯蔵所 一時使用休止届出書 (使用再開)
危険物 取扱所

鳥取県知事		殿		年	月	日
届出者						
住所						
氏名						
設置者	住所					
	氏名					
設置場所						
製造所等の区分				貯蔵所又は取扱所の区分		
完成検査年月日				完成検査済証番号		
休止期間		年 月 日から		年 月 日まで		
間休止の理由 (再開年月日)						
休止中の製造所等の管理者氏名						
危険物を残置する場合の類、品名、数量						
危険物保安の状態						
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄			

備考 1 ※印欄は記入しないこと。
2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。

様式第三

製造所
危険物 貯蔵所 災害発生届出書
取扱所

鳥取県知事		殿		年	月	日
届出者		住所		氏名		
設置者	住所					
	氏名					
設置場所						
製造所等の区分				貯蔵所又は取扱所の区分		
完成検査年月日				完成検査済証の番号		
危険物取扱主任者の氏名				免状の種類及び保安監督をすることができる危険物の類名		
災害発生時に貯蔵し又は取り扱っていた危険物の類、品名、数量		類	品名	数	量	
災害の状況	発生年月日、時刻					
	発生原因					
	被災の状況					
	処置の概要					
今後の措置						
備考						

備考 添付書類 1 附近の見取図 2 現場見取図
法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。

様式第二

製造所
危険物 貯蔵所 氏名等変更届出書
取扱所

鳥取県知事		殿		年	月	日
届出者		住所		氏名		
設置者	旧	住所				
		氏名				
	新	住所				
		氏名				
変更年月日						
製造所等	旧	名称				
		地名又は地番				
	新	名称				
		地名又は地番				
変更年月日						
所	旧	貯蔵し又は取り扱う危険物の類、品名、数量				
		変更年月日				
等	新	貯蔵し又は取り扱う危険物の類、品名、数量				
		変更年月日				
貯蔵所又は取扱所の区分						
完成検査年月日				完成検査済証の番号		
変更の理由						
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄			
備考						

備考 1 ※印欄は記入しないこと。
2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。

様式第五

8.5センチメートル

昭和 年 月 日 交付

第 号 職 氏 名
生年月日
消防法第16条の4による 立 入 検 査 証

鳥取県知事名

表

消防法の抜すい

第16条の4 市町村長等は、危険物の貯蔵又は取り扱に伴う火災の防止のため必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所若しくは取扱所の所有者、管理者若しくは占有者に対して資料の提出を命じ又は当該消防事務に従事する職員に製造所、貯蔵所若しくは取扱所に立ち入り、これらの場所の位置、構造若しくは設備及び危険物の貯蔵若しくは取扱が技術上の基準に適合しているかどうかを検査させ関係者に質問させ若しくは試験のため必要な最少限度の数量に限り危険物を収去させることができる。

2 第4条第4項から第6項までの規定は前項の場合にこれを準用する。

第44条 左の各号の一に該当する者は2千円以下の罰金又は拘留に処する。

ニ 第4条、第16条の4又は第34条の規定による資料の提出をせず若しくは虚偽の資料を提出し又は故なく第4条、第16条の4又は第34条の規定による消防職員の立入若しくは検査を拒み妨げ若しくは忌避したもの。

裏

様式第四

第 号
収 去 証

設 置 者	住 所
	氏 名
収 去 場 所	
品 名 及 び 数 量	
収 去 年 月 日	

消防法第16条の4の規定により上記のとおり収去する。

年 月 日

収去者所属庁

職 氏 名

様式第七

製造所
危険物 貯蔵所 タンク部分 水張検査済証
取扱所 水圧

鳥 部 第 号	
年 月 日	
鳥 取 県 知 事 印	
設置者	住 所
	氏 名
設 置 場 所	
設置許可年月日及び 許 可 番 号	
年 月 日鳥取県指令受地第 号	
製造所等の区分	貯蔵所又は取 扱所の区分
危険物の類、品名及び 最 大 数 量	指定数量 の 倍 数
検 査 の 種 別	
タ ン ク 容 量	
圧 力	Kg/cm ²
完 成 検 査 年 月 日	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格B5とする。

様式第六

製造所
危険物 貯蔵所 完成検査済証
取扱所

鳥 第 号	
年 月 日	
鳥 取 県 知 事 印	
設置者	住 所
	氏 名
設 置 場 所	
設置許可年月日及び 許 可 番 号	
年 月 日鳥取県指令受地第 号	
製造所等の区分	貯蔵所又は取 扱所の区分
危険物の類、品名及び 最 大 数 量	指定数量 の 倍 数
位置、構造及び設備の 概 要	
完 成 検 査 年 月 日	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格B5とする。

告示

鳥取県告示第二百八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条の規定により医療機関を次のとおり指定した。

昭和三十五年五月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 名称 所在地 管轄保健所名

昭和三十五年 足立医院 西伯郡淀江町大字西原五〇五 米子保健所

〃 五月四日 皆生病院 米子市西福原一 同右 五九八の七

鳥取県告示第二百九号

昭和三十五年四月鳥取県告示第五百十三号（癖の指定について）の一部を次のように改正し、昭和三十五年五月一日から適用する。

昭和三十五年五月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「鳥取県東京事務所東京都千代田区平河町二ノ四」を「中海日野川総合開発調査局 米子市東町九七」に改鳥取県東京事務所 東京都千代田区平河町二ノ四」める。

鳥取県告示第二百十号

五千石井手土地改良区からさきに届出のあつた就任役員の名について、次のように訂正する旨の届出があつた。

昭和三十五年五月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

住所 氏名

西伯郡岸本町坂長 杉原 亀重 杉原 亀実

鳥取県告示第二百十一号

昭和三十四年十二月十日付けで上北条土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする区画整理土地改良事業については、審査の結果、その計画を適当と認めため、

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第八十条の規定により、次のように土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。

昭和三十五年五月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧期間

昭和三十五年五月十一日から同年五月三十日までの二十日間とする。

二 縦覧場所

東伯郡北条町 上北条土地改良区事務所

鳥取県告示第二百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、県村鴨ヶ池土地改良区の定款変更は、昭和三十五年五月六日認可した。

昭和三十五年五月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百十三号

次のようにふそ病の検査及び気しゆそ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和三十六年法律第六十六号）第六条の規定により、みつ蜂及び牛の所有者に対して検査及び注射をうけることを命ずる。

昭和三十五年五月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 ふそ病及び気しゆそ予防のため

二 実施の区域 別表のとおり及び場所

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ふそ病検査……みつ蜂。
気しゆそ予防注射……牛。ただし、生後四月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射の方法

ふそ病検査……肉眼的検査（成蜂群の性状、産卵圏の性状、蜂児の性状）

細菌学的検査(直接塗抹による芽胞の検出)
気しゆそ予防注射……気しゆそ予防液皮下注射

別表	一 ふそ病検査	実施期日	五月九日	実施区域	倉吉市鴨河内	実施場所	石田養蜂場
			"		中田	"	"
			"		東伯郡関金町泰久寺	森田	"
			十日		倉吉市清谷	谷田	"
			"		西伯郡中山町八重	折尾	"
			"		"	"	"
			十二日		"	潮音寺	"
			"		"	退久寺	"
			十三日		東伯郡東伯町楓下	上野	"
			"		"	藤井	"
			十四日		赤碕町竹内	"	"
			"		"	坂上	"
			"		"	三朝町今泉	"
			十六日		"	片柴	"
			"		"	笏賀	"
			"		"	鈴木	"

			"		"	十七日	倉吉市大宮	石田
			"		"	"	上古川	徳山
			"		"	"	尾田	伊東
			"		"	"	藤井谷	南場
			"		"	十八日	東伯郡関金町関宿	伊東
			"		"	十九日	東伯町浦安	久米
			"		"	二 気しゆそ予防注射		
			実施期日	五月十七日	東伯郡関金町南谷地区	実施区域	南谷家畜検査場	実施場所
			"	"	"	矢送	矢送	"
			"	"	"	十八日	倉吉市上小鴨	上小鴨
			"		"	"	小鴨	"
			"		"	十九日	"	"
			"		"	"	倉吉	倉吉家畜市場
			"		"	"	西郷	西郷家畜検査場
			"		"	二十日	上井	上井
			"		"	"	上北条	上北条

東伯郡北条町中北条 中北条

鳥取県告示第二百二十四号

次のようにふそ病の検査を実施するから、家畜伝染病
予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定
により、みつ蜂の所有者に対して検査をうけることを命
ずる。

昭和三十五年五月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ふそ病予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
みつ蜂
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査の方法

肉眼的検査(成蜂群の性状、産卵圏の性状、蜂児の性
状)

細菌学的検査(直接塗抹による芽胞の検出)
別表

実施期日	五月六日	実施区域	八頭郡家町私都	実施場所	同上
"	"	"	用ヶ瀬町用ヶ瀬	"	"
"	"	"	河原町釜口	"	"
"	"	"	気高郡気高町宝木	"	"
"	"	"	鳥取市国安	"	"
"	"	"	中ノ郷	"	"
"	"	"	岩美郡津ノ井村	"	"
"	"	"	国府町	"	"

教育委員会規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規
則をここに公布する。

昭和三十五年五月十日

鳥取県教育委員会委員長 石谷貞彦

鳥取県教育委員会規則第四号

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程（昭和三十一年四月鳥取県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表の庶務課の項中「庶務係、」の下に「議事秘書係」を加える。

第三条義務教育課の分掌事務中第七号を削り、第八号を第七号とし、以下順次一号ずつ繰り上げる。

第三条体育保健課の分掌事務中第八号の次に次の二号を加える。

九 学校医の公務災害補償に関すること。

十 学校安全会に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十五年五月一日から適用する。

公 告

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十三条の二第三項の規定に基づく危険物取扱主任者試験を次のとおり実施する。

昭和三十五年五月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第一 試験の期日及び場所

1 試験の期日 昭和三十五年六月十二日午前八時三十分から

2 試験の場所 鳥取市東町 鳥取県立鳥取西高等学校

倉吉市堺町 鳥取県立倉吉東高等学校

米子市錦町 鳥取県立米子西高等学校

第二 試験の種類

1 甲種危険物取扱主任者試験（以下「甲種試験」という。）

2 乙種危険物取扱主任者試験（以下「乙種試験」という。）

第三 試験科目

（いう。）

1 甲種試験の試験科目は、次のとおりとする。

一 基礎物理学及び基礎化学

(1) 危険物の取扱作業に関する保安に必要な高度の基礎物理学

(2) 危険物の取扱作業に関する保安に必要な高度の基礎化学

(3) 燃焼及び消火に関する高度の基礎理論

二 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法

(4) すべての種類の危険物の性質に関する高度の概論

概論

(5) 危険物の類ごとに共通する特性

(6) 危険物の類ごとに共通する火災予防及び消火の方法

(7) 品名ごとの危険物の一般性質

(8) 品名ごとの危険物の火災予防及び消火の方法

三 危険物に関する法令

2 乙種試験の試験科目は、次のとおりとする。

一 基礎物理学及び基礎化学

(1) 危険物の取扱作業に関する保安に必要な基礎物理学

(2) 危険物の取扱作業に関する保安に必要な基礎化学

(3) 燃焼及び消化に関する基礎理論

二 危険物の性質並びにその火災予防及び消化の方法

(4) すべての種類の危険物の性質に関する概論

(5) 第一類から第六類までのうち受験にかかる類の危険物に共通する特性

(6) 第一類から第六類までのうち受験にかかる類の危険物に共通する特性

(7) 第一類から第六類までのうち受験にかかる類の危険物に共通する火災予防及び消火の方法

(8) 受験にかかる類の危険物の品名ごとの一般性質

(9) 受験にかかる類の危険物の品名ごとの火災予防

防及び消火の方法

三 危険物に関する法令

3 同時に二種類以上の乙種試験を受ける者については、前項の試験科目のうち一種類の当該試験の第一号及び第三号の試験科目をもつて他の種類の当該試験の当該科目を兼ねることができ。

第四 受験資格

1 甲種試験は、昭和三十五年六月十二日までに次の各号の一に該当する者

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは短期大学において化学に関する学科若しくは課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると知事が認定した者で、六月以上の危険物取扱の実務経験を有するもの。
- 二 乙種危険物取扱主任者免状の交付を受けた後二年以上危険物取扱の実務経験を有する者。

2 乙種試験は、昭和三十五年六月十二日までに六月以上危険物取扱の実務経験を有する者

第五 出願手続

1 受験願書提出期限

昭和三十五年六月三日午後五時まで（郵送の場合は、昭和三十五年六月三日午後五時までに着信のものに限る。）

2 受験願書の提出先

鳥取市東町二丁目二二〇番地 鳥取県総務部地方課

3 提出書類

(イ) 受験願書

(ロ) 第四の1の一に該当する者は、最終学校卒業証明書及び六月以上危険物取扱の実務経験を有することを証明する書類

(ハ) 第四の1の二に該当する者は、乙種危険物取扱主任者免状の写及び免状の交付を受けた後二年以上危険物取扱の実務経験を有することを証明する書類

(ニ) 写真 二枚

受験願書提出前六月以内に撮影した脱帽正面上半

身像の縦六センチメートル横四・五センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの（受験願書及び受験票の所定の欄にそれぞれちよう付すること。）

(ホ) 第一類又は第五類の危険物にかかる乙種試験を受ける者であつて、火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）第三十一条第一項の規定による甲種火薬類作業主任者免状、乙種火薬類作業主任者免状若しくは丙種火薬類作業主任者免状又は同条第二項の規定による甲種火薬類取扱主任者免状若しくは乙種火薬類取扱主任者免状を有する者については、試験科目の一部が免除されるから所持する免状の写を提出すること。

(ヘ) 所要事項を記入した受験票。

(注) 1 同時に二種類以上の乙種試験を受けようとする者は、受験願書の「受験する試験」欄に受験を希望する危険物の類を併記すること。

2 受験願書の「受験する試験」欄の余白に受験希望地を記入すること。

4 受験手数料

甲種試験を受験する者は八百円、乙種試験を受験する者は五百円（二種類以上受験する場合は、一種類ごとに五百円）に相当する額の鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄にはりつけ、消印しないこと。

第六 その他

- 1 受験願書、受験票その他の用紙は各町村役場、各市消防本部又は鳥取県総務部地方課に請求すること。（郵便で請求の場合はあて先を明記し十円切手をはった返信用封筒を同封のこと。）
- 2 納付した手数料は、返還しない。
- 3 その他詳細については、鳥取県総務部地方課に問い合わせること。